

## ＪＲ高槻駅北東地区における官民一体となった維持管理のうち 駐輪対策に関する細目協定書

### (目的)

第1条 本協定書は、高槻市（以下「甲」という。）とMUSEたかつき管理協議会（以下「乙」という。）が、高槻市景観条例に基づく景観重点地区に指定されたJR高槻駅北東地区において、平成23年11月4日に締結した「JR高槻駅北東地区における官民一体となった維持管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）」第7条の規定に基づき、地区内の駐輪対策に協働して取り組むために必要となる詳細な事項を定める。

### (対象区域)

第2条 本協定書の対象とする区域（以下、「対象区域」という。）は、基本協定書第3条に規定する範囲とする。

### (放置禁止区域)

第3条 対象区域が景観重点地区に指定され、高槻市景観計画の中で放置自転車のない景観づくりに取り組むとされていること、官民一体となった維持管理に取り組む地区であることを踏まえ、甲は民地内の歩道状空地等一般の用に供されている部分のうち、特に自転車（原動機付自転車を含む。以下、同じ。）の放置を防止する必要があると認める区域を、高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例（以下、「市条例」と言う。）第16条の規定に基づく放置禁止区域に、対象区域の地権者または借地権者の同意のある範囲で指定する。

- 2 甲が放置禁止区域を指定するのに先立ち、甲乙でこれを協議する。
- 3 放置禁止区域においては、公共施設は甲が、公益的施設は地権者または借地権者が、放置禁止区域である旨の表示を行う。

### (放置自転車の移動と啓発)

第4条 甲は市条例に基づき、放置禁止区域において甲が必要と認める時に、放置自転車をあらかじめ定めた場所に移動することができる。

- 2 乙は甲が行う放置自転車の移動に同意すると共に、これによって被った損害についてはこれを甲に請求しない。
- 3 甲は、必要と認めるときに、適切な駐輪を誘導するための人員を区域内に配置する。

### (公共施設の占用)

第5条 乙が根拠となる法律や条令等を遵守し、関係機関との協議を経て、公共施設を占用して駐輪器具を設置し運営しようとする場合、甲は本協定書の目的を踏まえ適切に対応する。

- 2 乙は、公共施設の占用にあたっては、占用部分を適切に維持管理すると共に、必要となる占用料を甲に納付する。
- 3 甲が乙に対して行う公共施設の占用の許可期間は5年以内とする。
- 4 乙は許可期間の満了時に、必要な許可の更新手続きを行うことができるものとし、甲は本協定書の目的を踏まえ適切に対応する。

### (駐輪器具の設置及び運用)

第6条 本協定書に基づき駐輪器具を設置しようとする場合の設置場所は、別図1の範囲内とする。

- 2 乙は、駐輪器具の設置及び運用に必要となる費用及び作業を負担する。
- 3 甲の事情で駐輪器具の一時休止や移転などが必要となる場合、乙の負担でこれを行うものとし、甲はこれを補償しない。
- 4 乙は、利用者からの問い合わせや苦情に対応する。

- 5 乙は、駐輪器具の設置又は運営に起因して第三者に損害を与えた場合についての責任を負う。  
 6 乙は、駐輪器具の設置及び運営を適切に行うため、必要に応じて委託することができる。

## (管理員)

- 第7条 乙は対象区域において、適正な駐輪を誘導するための管理員を配置することができる。  
 2 管理員は、駐輪器具の適切な運用の確認、巡回、放置自転車への啓発等を行う。  
 3 乙は、管理員を9時から19時30分まで配置するように努める。

## (報告)

- 第8条 乙は、各年度の駐輪器具の設置状況及び利用状況等を、翌年度4月末までに甲に報告する。  
 2 乙は、前条で定めるもののほか、次に掲げる事項をその都度すみやかに甲に報告する。  
 (1) 公共施設の占用部分で発生した事故又は紛争等について、原因、状況、措置事項  
 (2) 駐輪器具の一部又は全部の使用休止をする場合、その期間及び理由等に関する事項  
 (3) その他、甲が特に求める事項  
 3 乙は、駐輪器具の運営を行った際に、公共施設の破損・損傷や不適切な利用等を発見した場合は、速やかに甲に報告するように努める。

## (協定書の変更等)

- 第9条 本協定書を変更又は解除するときは、甲乙が協議して定める。  
 2 協定を解除するにあたっては、乙が公共施設に設置した駐輪器具等を撤去し、甲乙協議のうえ敷地を原状に回復する。ただし、甲が整備した地盤等は、原状回復の対象外とする。  
 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により本協定の履行が困難であると判断する場合、乙に対し書面により通知したうえで協定を解除することができる。

## (疑義の解決等)

- 第10条 本協定書の定めに疑義が生じた時又は本協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

## 附則

- 1 この協定書に基づく駐輪対策の開始日は、甲乙が協議して定める。  
 2 この協定書に基づく駐輪対策の開始日からの1カ月間は、乙は駐輪器具及びその付近に管理員を重点的に配置し、利用者に対する利用方法の説明及びマナー啓発等を行うことで、今後の良好な駐輪環境づくりの基礎を構築するよう努める。

以上、本協定書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、それぞれ各1通を保存する。

平成24年 2月10日

高槻市桃園町2番1号

(甲) 高槻市

代表者 高槻市長 濱田 剛史



大阪市北区角田町1番1号 東阪急ビルディング内 阪急不動産株式会社内  
 (乙) MUSEたかつき管理協議会

会長 島田 隆史



別図 1

